

様式第5号(第15条関係)

審議会会議録

審議会等の名称	第2回 瑞穂市まちづくり基本条例推進委員会
開催日時	令和2年10月26日(月曜日) 午後7時00分から9時20分
開催場所	瑞穂市総合センター 5階 第4会議室
議題	(1)現状について (2)中間支援組織について (3)今後の推進体制について
出席委員 欠席委員	【出席委員】 会長 益川浩一、副会長 市橋優一、 岩菅和生、大塚崇斗、北川康秀、辻正益、所仁史、 豊田英二、永井恵子、野村喬、広瀬博敏、馬淵勝美、 森大智、森下美喜男、渡邊昭博 【欠席委員】 なし
公開・非公開の 区分 (非公開理由)	公開
傍聴人数	0人
審議の概要	<u>開会</u> <u>会長あいさつ</u> <u>企画部長あいさつ</u> 【報告案件】 会長 事務局よりご説明をお願いします。 (事務局 第1回委員会での確認事項について、取り組みについての委員会の評価について説明)

【審議案件】

(1)現状について

会長 事務局よりご説明をお願いします。

(事務局 地域コミュニティを中心に現状について説明)

会長 瑞穂市の地域コミュニティの仕組みについてよく理解できました。自治会によって多様な状況があり、一括りにできない状況があるので、小学校区で考えるのも一つの手法ですし、特色の違う自治会同士や、他団体が得意分野で連携するということも必要です。また、全体的には単身世帯が増えています。一括りにできない多様な状況があることをご説明いただいたと思います。ご意見、ご質問をお願いします。

A委員 事務局に3点質問です。

1点目は、校区連合会をつくることは、「まちづくり基本条例」の精神や方向性と合致し、進んでいくとお考えですか？

2点目は、人口も世帯数も増えており、転入が多いのだと思いますが、どのような理由で増えていると捉えてみえますか？

3点目は、高齢化が進んでいますが、元気な高齢者にはスキルがあり資源です。子どもと高齢者に関してどう取り組んでいくかが課題だと思いますが、いかがですか？

事務局 1点目についてですが、まちづくり基本条例の目指すものは、市民参画による市民協働のまちづくりです。参画の手法としてはパブリックコメントや審議会の委員などが条例にも書かれています。参画だけでは、まちづくり推進プランで、市民協働の最も大きな目標とされている、地域課題の解決は直接的には難しいと思います。条例前文の「市民一人ひとりがまちづくりの主演」であることや地域課題の解決を実現するためには、やはり地域のコミュニティが重要だと考えています。先ほどご説明したとおり、自治会の状況は様々です。自治会で解決が難しい課題は、補完関係にある校区組織で支えることができるので、まちづくり基本条例の実現には一番近い方法だと思っています。

A委員 重要なのは成果ですが、どうですか？

事務局 はっきりとした成果はまだまだですが、地域の中では、コロナ禍でも、地域コミュニティの役割やできることを工夫され取り組まれているケースもあります。これは地域課題解決の試みだと思っています。少しずつ成果は見えてきていると思います。しかし、タウンミーティング等で、地域課題について気付き、何かしたいという気持ちを持たれても、なかなか実現ができない状況もあります。そこで、次にご協議いただく「中間支援組織」等、市民活動をサポートする仕組みがあれば、より成果につながるのではないかと考えています。

A委員 分かりました。次の議題につながっているんですね。

企画部長 2点目の転入が多い理由についてですが、名古屋へも30

分で通える便利さがあると思います。そして、アンケートの意見で多かったのは、「子どもが育てやすい」というご意見です。適度な自然があり、安全、便利に生活できるという環境が子育てしやすいということです。高齢化についてもポジティブに考え、子どもと高齢者が共存する空間をつくりたいと思います。高齢化は事実としてありますが、積極的に売り込む考え方をもち、交流人口も多くしていきたい。政策を打っていくことで、多くの方に住んでいただける、高齢化を悲観的に考えず、進めていきたいと考えております。

会長 現状が良く分かりました。単位自治会によってかなり違うので、細やかな支援が必要で、単位自治会だけでは難しいことは自治会同士の連携や専門分野の団体との連携も必要だと思います。高齢化については、文部科学省は「希望の高齢社会」とプラスに考え、高齢者の活躍できる社会をつくることは、大きな資源になると、「幸齢社会」という表記で表現するなど、大切な視点と考えています。課題解決を考えるのに、将来あるべき姿に近づけるためにはどうしたら良いのかを考えていく手法は「バックキャストिंग」と言われる考え方で、前向きに取り組むことができる手法です。それでは、今の議論にもつながっていますが、次の議題に進みたいと思います。

(2) 中間支援組織について

会長 事務局よりご説明をお願いします。

(事務局 「中間支援組織とは」について説明)

会長 中間支援組織についてご説明いただきましたが、ご意見、ご質問はございますか？

A委員 具体的なイメージはあるのですか？

事務局 具体的なものはまだです。瑞穂市に合ったものを検討していく必要があると思います。

B委員 PTAでは、各小学校のPTAがあり、市のPTA連合会があり、位置づけがあって、お話も通っていきます。タブレットの件なども、すぐに対応をしていただきました。しっかりした位置づけが必要だと思いますが、相談できるのは個人なのか、団体なのかいかがですか？

事務局 個人的に活動を考えている方は個人ですし、グループができていれば団体でも大丈夫で、気軽に市民活動について相談できる窓口のイメージです。

C委員 少し戻りますが、現状についてご説明をいただいたのですが、問題点を文章でまとめて欲しいです。中間支援組織にどうつながって行くのか分かり難いと思います。

会長 それも大切なことだと思います。データでご説明いただいたのですが、より問題点を理解し、解決につなげるために文章でまとめて

いただくということだと思いますので、事務局は受け止めていただきますようお願いいたします。

D委員 私も、少し戻る話ですが、資料2を見ると、小学校区によって、規模が全然違います。これでは、都合が悪いことがあると思いますが、市はどのようにお考えですか？

企画部長 教育委員会内部で話はありましたが、学校区を変えることは簡単ではなく、難しいです。

E委員 自治会でも校区連合会でも、市から言うと市民は「市にやらされる」という感覚を持ちます。市民と行政の間に入り、市民の側に立ってサポートをする組織なので、その点が良いと点だと思います。地域にコミュニティセンターがあるので、将来的には校区の組織で指定管理を受け、地域の拠点にしたいと思っています。印刷もコミセンででき、市役所の支所機能もできると良いと考えています。

B委員 団体の印刷は、市民センターや巢南公民館で現時点でもできますが、何か違いますか？

F委員 今、校区の福祉の活動は、社会福祉協議会の方がコーディネーターとしてサポートしていただいています。社会福祉協議会は中間支援組織だと考えますがどうですか？

G委員 社会福祉協議会としては、ボランティアの窓口も社会福祉協議会で行っているの、どう区別して位置づけるのか難しいと思います。

会長 中間支援組織の機能の話になっていますので、委員会としては、市民活動を支援するために、中間支援組織はあった方がよいという方向性でよろしいでしょうか。どんな機能が必要かということについては、瑞穂市の状況に合わせて今後検討する必要があると思います。

(3) 今後の推進体制について

会長 事務局よりご説明をお願いします。

(事務局 自治会、校区の役割が変わっても、行政の窓口は、自治会は市民協働安全課、校区組織は生涯学習課と、地域の状況に合わせて整理されていない。今後市民協働を進めるためには、より市民に分かりやすく簡潔な組織体制が必要であるため、ご意見を求めた。)

会長 ご意見、ご質問はございますか？

H委員 一般的な話ですが、分かり難いのであれば、総合案内等を置けば良いのではないですか？

企画部長 担当業務によっては、市民協働や地域コミュニティとは全く縁のない業務の部署もあり、意識の差もあります。しかし、市民

	<p>協働を進めるためには、連携を密にしていく必要があると思うので、ご意見がいただければと思います。</p> <p>D委員 きずな会議(瑞穂市まちづくり基本条例推進会議)はもちろんですが、部長クラスだけでなく、若い職員にも情報共有をしていけると良いと思います。</p> <p>I委員 若者の意見として、いつでも情報共有ができるような状態をネットワーク上等に作っておけば、誰でも共有できると思います。</p> <p>J委員 私も校区の活動をしています。良いまちになるように一生懸命取り組んでおるので、市民活動が広がって行けば、必ず「まちづくり基本条例」の目指すことが実現できるのではないかと思います。</p> <p>会長 貴重なご意見ありがとうございました。瑞穂市の地域の状況は、自治会によって多様であるため、きめ細やかな支援や、特徴の異なる自治会同士や、得意分野を持った他団体が、小学校区の中で支え合い、まちづくりを進めて行く必要がある。さらに市民活動を推進するためには、市民と行政の間に立ち、市民目線で市民活動を支える中間支援組織があった方が良い。中間支援組織がどういった機能を持ち、どう位置付けていくのかは、時間をかけて検討する必要がある、瑞穂市に合ったものでないといけない。また、今後の推進体制としては、市民に分かりやすい組織体制とともに、行政は庁内の連携を密にさせていただくことも大切で、情報の共有方法等も検討していただくと良いということであったかと思えます。それでは、今回の委員会の意見としましては、以上のようなことでコンセンサスをとりたいと思います。本日の協議は以上になります。</p> <p>【その他】 事務局より第3回の委員会日程のお知らせ</p> <p><u>閉会</u></p>
<p>事務局 (担当課)</p>	<p>瑞穂市 企画部 市民協働安全課</p> <p>TEL 058-327-4130</p> <p>FAX 058-327-7414</p> <p>e-mail siminkyo@city.mizuho.lg.jp</p>